

## 中心市街地商業活性化アドバイザーのアドバイス内容について

協議会等に対し、以下のような中心市街地活性化事業に関するアドバイスをして頂く事業（予定）となります。

### A.中心市街地活性化協議会等の設立・運営に係わるアドバイス

- 1) 協議会等の組織体制及び規約等のルールづくり
- 2) 協議会等の運営方法体制強化
- 3) 協議会設置を担うまちづくり会社等（法15条第1項）の設立・運営・強化
- 4) 協議会による基本計画への意見にかかわる検討協議
- 5) 基本計画第7章（商業の活性化）への掲載を目指す事業全般に係わる検討
- 6) 商業機能の強化やタウンマネジメントにかかわる協議検討
- 7) タウンマネジャーの活動が成果をあげるためのアドバイス
- 8) その他機構が認めるテーマ

### B.基本計画、第7章の掲載事業、若しくは掲載を目指す事業の実施に係わるアドバイス

- 1) 施設整備についての企画・構想作成づくり
- 2) 施設整備についての実施計画づくり
- 3) 施設整備や施設運営についての事業主体の構築
- 4) 施設運営計画の策定及び見直し
- 5) ソフト事業についての企画・構想づくり
- 6) ソフト事業についての実施計画づくり
- 7) ソフト事業の計画及び運営体制等の見直し

※アドバイスは、原則として申込者である協議会等に対して行って頂きます。